

## 旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市水道局契約規程第18条の2第3項の規定により公表します。

令和8年1月21日

旭川市水道事業管理者 佐藤幸輝

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 水道メーターディセントリカル

#### (2) 契約の概要

##### ア 業務内容

使用済み水道メーターを有価物と廃棄物に分解・分別する業務

##### イ 履行期間

令和8年1月21日から 令和8年3月13日まで

##### ウ 業務の問い合わせ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

旭川市上下水道部管路管理課給排水検針係

電話 0166-24-3140

### 2 契約を締結した年月日 令和8年1月21日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 旭川市住吉4条1丁目5番26号

あかしあ障害者総合相談支援センター

管理者 植田 香美

(2) 旭川市神居町富沢438番地2

社会福祉法人 旭川ねむのき会 旭川ねむのきの園

施設長 内藤 裕之

(3) 旭川市豊岡8条5丁目2番4号

特定非営利活動法人 ニムビン

理事長 山口 昌宏

(4) 旭川市宮下通24丁目104番地37

特定非営利活動法人 双葉福祉会 就労支援事業所 ふたば

理事長 北 真弓

(5) 旭川市旭神2条3丁目6番25号

就労継続支援B型事業所 POKKAPOKA

理事長 和田 洋輔

### 4 契約金額

1個当たり 97.9円（うち消費税及び地方消費税の額8.9円）

## 5 契約の相手方とした理由

次の選定基準を満たす事業所であり、代表3者による見積合せを行い、予定価格内で決定した価格（単価）で契約締結することに同意があったため。

- （1）「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」で示す障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業所・施設等であること。
- （2）旭川市内に拠点を有すること。
- （3）当該業務を履行する能力を有すること。